

第27回 安来市農業委員会議事録

令和4年9月21日 午後2時00分 第27回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君	9番 北川 正幸君
10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君	13番 板金 悟君
14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 6番 杉原 建君

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年9月21日 1日
日程第 3	議第113号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第141号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 6	議第115号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第142号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	報第143号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第144号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第145号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第146号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第27回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第27回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
6番 杉原委員です。

議 長：岡田 一夫君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により1番 横山委員 2番 足立委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第113号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山間の農地であり平成4年に申請人の父親が亡くなり、申請人は転居していたためそのまま耕作をしなくなり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 1番 横山委員 お願いします。

1番 横山 芳明君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を1班2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番 足立です。今月の調査班は1班で、昨日20日、午後1時半より伯太庁舎201会議室において事務局から該当案件の説明を受け、現地に移動しました。木戸班長、安松委員、吉村委員それに私の4名と、事務局から實重局長、名原係長で現地調査をいたしましたので報告いたします。第2条の1番案件について説明させていただきます。現地では地元委員の横山委員から説明を受け、調査いたしました。申請地は5筆あり、申請理由については事務局と横山委員から先ほど説明された通り、5筆とも申請人の父親が耕作されていましたが、平成4年に亡くなられ、以降、申請人は兵庫県に転居されているうえ、長期間耕作放棄された山間の土地で、現状森林の様相となっており、農地に復元することが著しく困難であると判断しました。調査班といたしましては許可妥当と判断いたしました。審議のほどお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離500m、農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約20m、農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と2番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。3条の1番案件についてご説明させていただきます。申請人は県外の方に出ています。譲受人は16,070㎡の農地を意欲的に耕作されております。今回の申請地も以前より、譲受人が小作として耕作されておられました。今回、申請人の要望により譲り受けることになりました。周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。2番の案件について説明いたします。譲渡人は今回の申請地の場所との距離が300mくらい離れております。譲受人の住所は居住されているところのすぐ傍、先ほど説明もありました20mという事ですけれども、すぐ傍にある農地であります。申請人はこの離れた農地に今まで草刈等、手入れをして維持管理されておられました。ところが高齢になり、なかなかそこまで行って草刈りをするのが困難となってきました。今回、譲受人に譲り渡すという事で話がまとまり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えますので、委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第141号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番の転用目的は駐車場です。2番の転用目的は共同住宅敷地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番と2番の案件について5番 木戸委員をお願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第115号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。12ページに案件の内容、13ページから14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取、排水路設置、権利の種類は賃借権の設定です。期間は一時転用で2年間です。賃借人は、現在、令和2年10月15日から令和4年10月14日までの2年間、一時転用の許可に基づき操業していますが、島根県松江県土整備事務所長に対し、更に向こう2年間に渡り、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取及び排水路を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。

2番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、就農者定住促進賃貸住宅で権利の種類は賃借権の設定です。期間は25年間です。新規就農者受け入れに意欲的な下坂田集落において、新規就農者を受け入れるためワークショップ等を実施し、集落ビジョンを作成しました。年次的に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、公表されていません。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 10番 安松委員お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番 足立が1番案件についてご説明させていただきます。現地で地元委員の安松委員から説明を受け、調査いたしました。転用目的は真砂土採取及び排水路設備で、権利期間2年間の賃借権設定です。本申請は平成24年10月から2年ごとの継続申請で、今回5回目の更新申請となっております。排水路も過去そのままの状態になっており、隣接地への影響はなく、さらに各種同意書もそろっており、許可妥当と判断いたしました。審議のほどお願いいたします。続いて2番案件ご説明させていただきます。現地で地元委員の齋藤委員から説明を受け調査いたしました。申請人は安来市で市の就農者定住促進賃貸住宅が転用目的で、25年間の賃借権の設定です。土盛後は土面の舗装はせず、雨水用の排水路を設置して横の既設水路に流します。下水に関しては合併浄化槽を設置して、これで処理する計画です。各種同意書もそろっており、近隣への影響もないと判断して、許可妥当といたしました。審議のほどお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第142号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

15ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。16ページに案件の内容、17ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番及び2番は、転用目的は駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番と2番の案件について 10番安松委員お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第143号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

18ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。19ページから29ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地28筆が、このたび、法人に賃借権の設定および使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和4年8月30日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第144号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

30ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページから33ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、6件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第145号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。35ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第146号 非農地判断の実施について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

ここで訂正をお願いします。37ページから38ページの「判断年月日」を空欄としておりました。「判断年月日」に「令和4年9月21日」を記入していただきますようお願いします。大変申し訳ありません。36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。37ページから38ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、令和4年8月31日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地199筆、面積124,957.91㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、9月中を予定しています。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第27回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時36分)